

2016年7月10日

No.268

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

5月23日に決算委員会は、それまでの8回にわたる2014年度決算等に関する審査のまとめとして締めくくり総括質疑を、総理と全大臣の出席のもと開催されました。

沖縄におけるアメリカ軍属の凶悪犯罪について

冒頭、**又市征治議員**は沖縄の本土復帰以後の凶悪犯罪の件数を質問しました。沖縄県警が逮捕した凶悪犯罪の米軍関係被疑者は575件との答弁がありました。

続いて**又市議員**は、日本は犯罪が起きるたびに再発防止等を求めるが、繰り返し犯罪が起きている。「政府は怒ったふりだけをしている、米国は謝ったふりだけをしている」と日米政府を断罪しました。そして総理に対して、沖縄県民の怒りについてどのように受け止めているかを質しました。**安倍総理**からは、米側には綱紀肅正と具体的かつ実効性のある再発防止を求めていく考えであるとの、いつも通りの答弁しかありませんでした。そこで**又市議員**は、速やかに日米地位協定の抜本的な改正を図る意思があるのか、総理を追及しました。**総理**は実質的改善を積み重ねてきた、今後も実効性のある再発防止策を求めていくと答弁するのが精いっぱいでした。



特定秘密保護法は会計検査院の役割を規定した憲法第90条第1項違反だ

又市議員は1月の決算委員会で、会計検査院への資料提出を制限した特定秘密保護法は会計検査院の役割を規定した憲法90条1項(国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない)違反ではないかの質疑を行いました。今回は2月の衆議院予算委員会で、政府が会計検査院への特定秘密の提供に関する政府の統一見解まとめたことを受けて、その内容を取り上げました。**岩城担当大臣**は、統一見解について、特定秘密法では特定秘密の提供は、会計検査院を含む全ての相手方について、行政機関の長が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるときに限り行われるが、会計検査院への提供が著しい支障を与えるとは考えられないので、特定秘密の提供が行われないことはおよそ考えられないという趣旨であると説明しました。

これに対し**又市議員**は、特定秘密法の対象に会計検査院が入ること自体が、会計検査院の役割を規定した憲法90条、並びにそれを受け検査院への書類提出を義務付けた会計検査院法24条違反であると批判し、仮に法の運用によって会計検査院の求めに応じて書類を提出してもその事実は変わらないと政府を追及しました。

活用されていない放射線測定器

続いて**又市議員**は、福島原発事故以来、原子力災害対策に支出される財政支援が拡大していることを指摘しつつ、その内容を質しました。**丸川担当大臣**は、防災対策重点区域が30キロに拡大し、避難計画の作成や放射線防護対策事業について自治体への支援を強化していると答弁しました。

さらに**又市議員**は、会計検査院が検査した中で放射線測定器の整備活用状況がどうだったかを、検査院長に質問しました。**河戸検査院長**は、配備することなく倉庫に保管したままになっていたり、緊急時にのみ活用するとしたりして、測定器の普及啓発に活用していない道府県があったと答弁しました。また配備先においても、活用方法が定められていない地区もあったということでした。会計検査院長の答弁を受け、**又市議員**は測定器の活用を図るよう政府に求めました。